

和光市道路設計指針

令和7年4月

和光市 都市整備部 道路安全課

目次

	ページ
はじめに	1
1 舗装	2
2 標準断面	3
3 排水構造物	4
4 道路構造物	9
5 その他	10

はじめに

1 目的

本指針は、和光市まちづくり条例及び都市計画法の規定に基づき新設される道路の設計のため、技術指針を示したものである。

2 適用範囲

- (1) 本指針は、道路用地の帰属の有無にかかわらず、和光市まちづくり条例及び都市計画法の規定に基づき新設される道路の設計に適用する。
- (2) 次の各項目に掲げる場合は、本指針によらないことができるものとする。なお、取り扱いに疑義が生じた場合は、道路安全課と協議するものとする。
 - ① 大規模又は特殊な工事で、特別な配慮が必要となる場合。
 - ② 新たな知見、新技術、新工法による場合。
 - ③ その他、この指針により難い場合。

1 舗装

1. 1 車道舗装

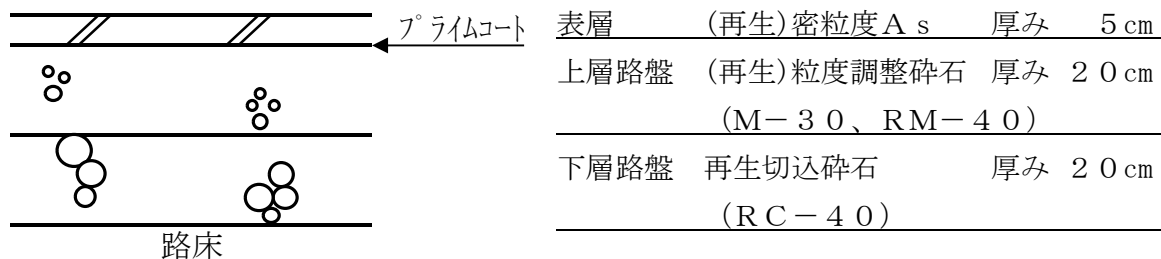


図1-1 組成図

- (1) 路床のC B R値は3以上を標準とすること。C B R値が3未満の場合には路床を改良すること。
- (2) 急坂路や曲線部等、特に滑り抵抗性を高める必要がある場合には、道路安全課と協議の上、滑り止め対策を講じること。
- (3) 上記以外の舗装とする場合は、道路安全課と協議するものとする。
- (4) 中・大型車の通行が想定される場合又は道路安全課が中・大型車の通行があると判断した場合の舗装については、道路安全課と協議するものとする。

1. 2 歩道舗装（一般部）

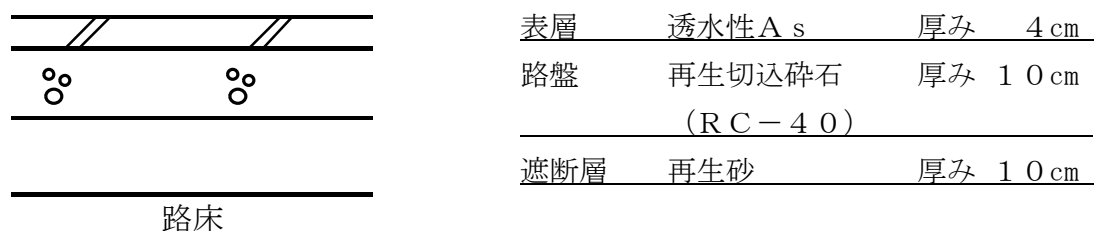


図1-2 組成図

- (1) 車両乗入れ部の舗装は、1. 1 車道舗装に準ずるものとする。

2 標準断面

2. 1 標準断面

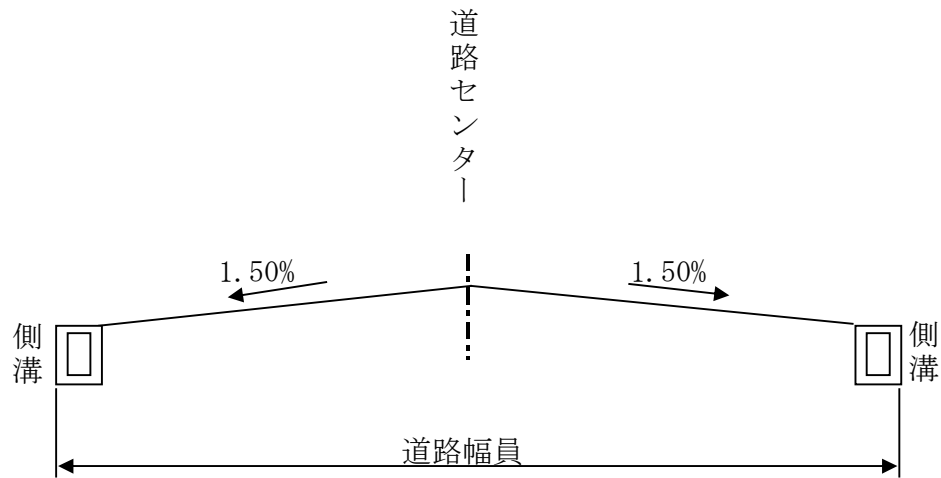


図2-1 標準断面図（車道のみの場合）

- (1) 車道の横断勾配は、道路センターから車道の端部に向けて、1.5%の直線勾配とする。
- (2) 新設道路の縦断勾配は、原則として5%以下とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、12%以下とすること。
- (3) 新設道路に歩道を設置する場合は、次に掲げる各項目を遵守すること。
 - ① 新設道路の総幅員は8m以上とし、その内、歩道の有効幅員は2m以上とすること。
 - ② 歩道の横断勾配は1%を標準とすること。
 - ③ 歩道の設置にあたっては、交通バリアフリーの観点から、段差や傾斜、勾配が小さい構造にすること。
 - ④ 歩車道の分離方法は原則として歩車道境界ブロックの設置によるものとし、自動車の突入する恐れがあるところは、防護柵を設置すること。

3 排水構造物

3. 1 道路側溝（縦断側溝）

表 3－1 道路側溝

	名 称	規 格	備 考
①	長尺U型側溝工	240×240 ※1 300×300	コンクリート側溝蓋厚は10cmとする 蓋の配列はB型とする (普通型と網付型を交互に配置)
②	スリット側溝工	250×250 ※1 300×300	
③	特殊LU側溝工	240×240 300×300	新設道路では原則使用不可 既設改修では使用可
④	L型側溝工	鉄筋 250B ※1 鉄筋 300	雨水管渠の併設もしくは、雨水管渠に接 続が可能な場合

※1 幅員6m未満の道路で用いることができるものとする。

- (1) 道路側溝は、2次製品を使用すること。
- (2) 雨水管渠が未整備の区域には、表3－1の①、②又は③を車道に設置すること。
- (3) 道路縦断勾配と相違する勾配で排水する場合は、自由勾配側溝を使用すること。
- (4) 基礎材料は再生切り込み砕石（RC－40）を使用するものとし、また、車両乗入れ部については、基礎コンクリートを合わせて設置すること。
- (5) 20mに1箇所、グレーチング蓋や鋳鉄格子蓋等（④L型側溝工においては集水枥）を設置すること。また、設置箇所については車両乗入れ部を避けること。

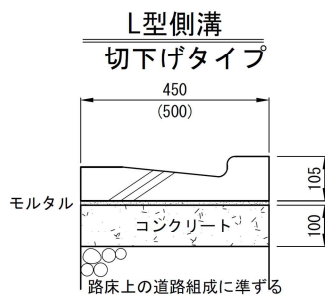
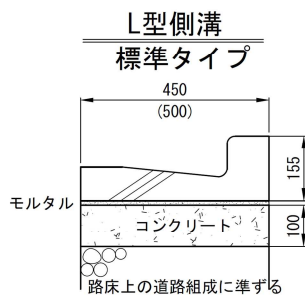
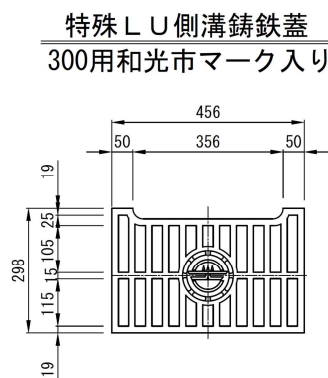
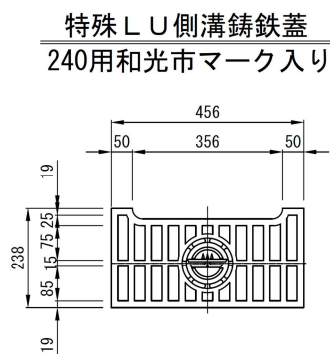
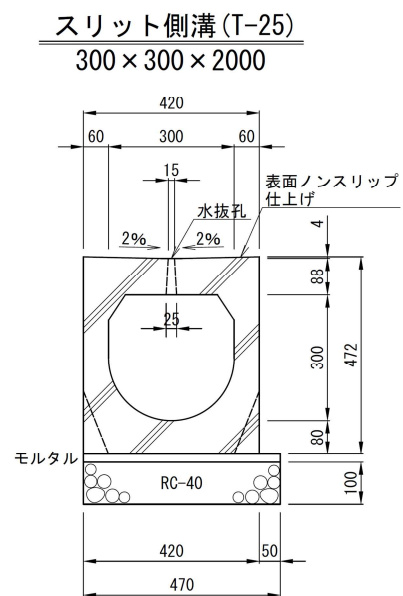
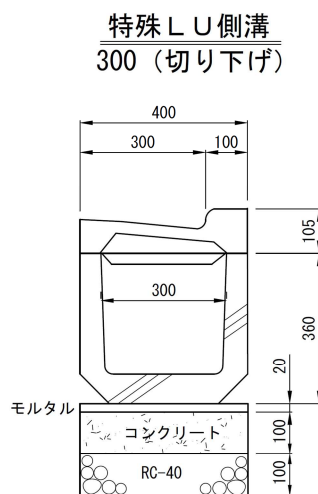
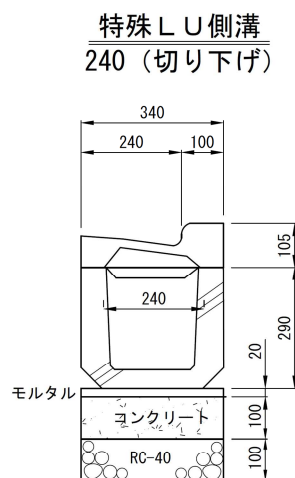
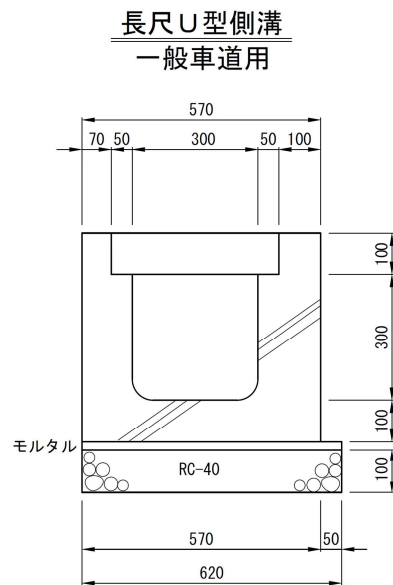
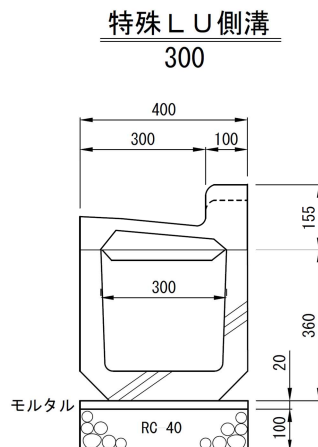
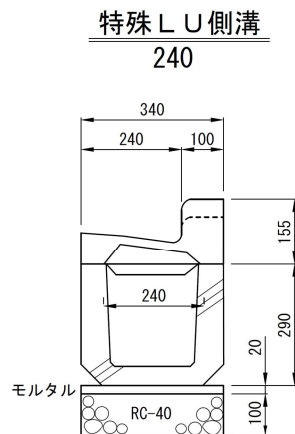


図 3 - 1 構造図 (参考)

3. 2 横断側溝（駐車場等の出入口を含む）

表 3 - 2 横断側溝

名 称	規 格	備 考
グレーチング固定式 横断用U型側溝工	240×240 300×300	T-25 グレーチング蓋（普通目又は細目） 縞鋼板模様
トライポッド式 横断用U型側溝工	240×240 300×300	T-25 グレーチング蓋（普通目又は細目）

- (1) 横断側溝は、2次製品を使用すること。
- (2) 交差点部や中・大型車両及び多数の車両の乗入れ部となる側溝については、横断側溝を設置すること。
- (3) グレーチング蓋の設計荷重は、T - 2 5 対応とすること。
- (4) 歩行者や自転車の通行が想定される箇所のグレーチング蓋については、ノンスリップ型で細目状（網目幅 1 cm 以下）とすること。
- (5) 急勾配等の理由により、雨水の一部が側溝に流入しないおそれがある場合は、越流抑制型のグレーチング蓋を設置すること。

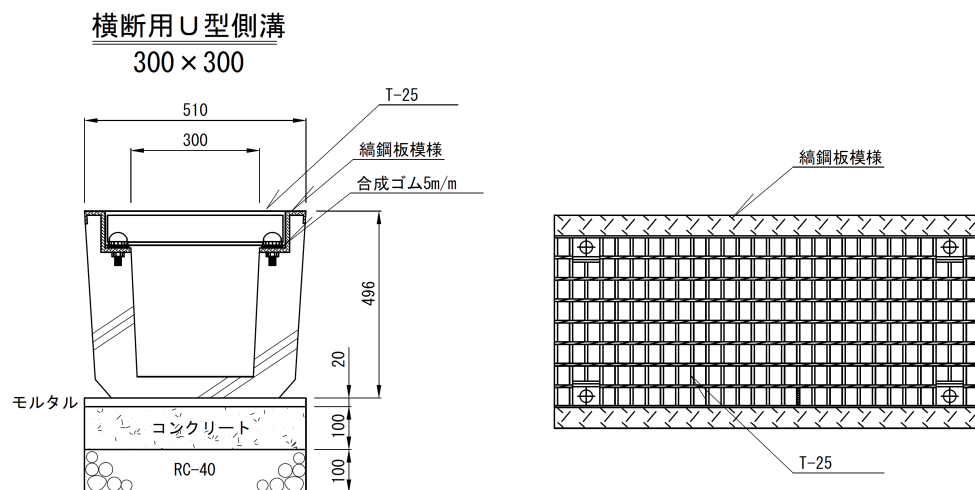


図 3 - 2 構造図（参考）

3. 3 集水枥

表 3 - 3 集水枥

名 称	規 格	備 考
角型集水枥工	300×300 400×400	壁厚 100～150mm、グレーチング蓋(T-25)鎖付き 泥溜め 150mm
角型浸透枥工	300×300 400×400	壁厚 100～150mm、グレーチング蓋(T-25)鎖付き 泥溜め 150mm、透水シート、単粒度碎石を使用
L型集水枥工	内径 φ 350、φ 400	壁厚 50～100mm、グレーチング蓋(T-25)鎖付き 泥溜め 150mm
L型浸透枥工	内径 φ 350、φ 400	壁厚 50～100mm、グレーチング蓋(T-25)鎖付き 泥溜め 150mm、透水シート、単粒度碎石を使用

- (1) 集水枥及び浸透枥は、原則として 2 次製品を使用するものとする。ただし、2 次製品が使用できない場合には、現場打ちコンクリートによる施工を行うものとする。
- (2) 枥の設置にあたっては、ゲリラ豪雨等による雨水出水災害防止のため、原則として浸透枥を使用すること。ただし、地下水位等による湧水がある場合には、道路安全課と協議の上、集水枥を使用することができるものとする。
- (3) 設置箇所は、新設道路端部、1 2 0 度以下の曲り箇所、3 箇所以上交差箇所、側溝の断面変化箇所、雨水管渠への接続箇所その他、道路安全課が必要と判断した箇所とする。
- (4) 導水管を設置する場合は、φ 2 0 0 mm を標準とすること。ただし、本管径が φ 2 0 0 mm の場合は導水管径を φ 1 5 0 mm とすることができるものとする。

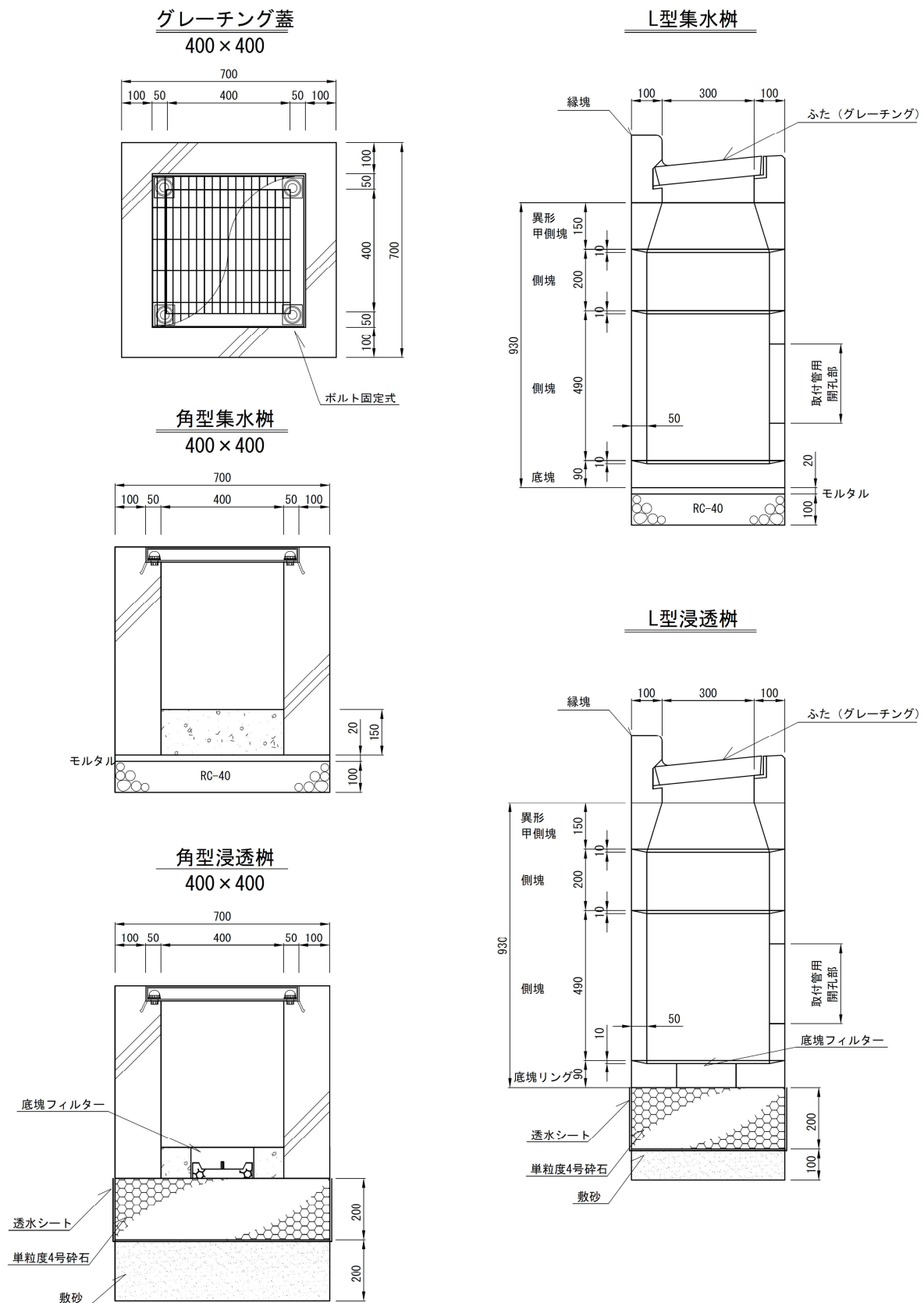


図 3 - 3 構造図 (参考)

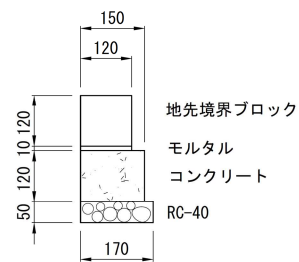
4 道路構造物

4. 1 地先境界ブロック

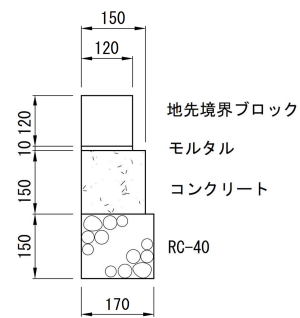
表 4－1 地先境界ブロック

名 称	規 格	備 考
地先境界ブロック	120×120×600	

地先境界ブロック
一般部



地先境界ブロック
小型自動車乗入部



地先境界ブロック
中・大型自動車乗入部

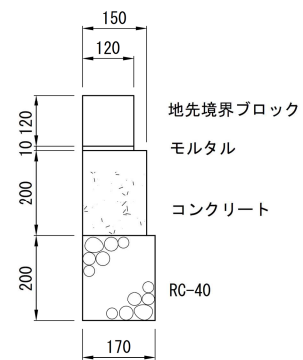


図 4－1 構造図（参考）

5 その他

- (1) 和光市に帰属する新設道路については、本指針の他に、設置する道路境界標や道路線形等についても、道路安全課の指示に従うこと。
- (2) 都市計画法第29条第1項の許可を受け新設される道路については、次に掲げる各項目に基づき舗装等の検査を行うものとする。
 - ① 路床、下層路盤及び上層路盤については、中間検査において、200m毎に1箇所を掘り起こして厚さを測定するものとする。
 - ② 舗装については、完了検査において、1,000㎡毎に1個のコアーを採取して厚さを測定するものとする。
- (3) 既設道路において工事等を行う場合は、本指針を適用しないが、次に掲げる各項目に留意すること。
 - ① 道路構造物等の改修を行う場合は、道路管理者の指示に従い、事業者が現地調査すること。
 - ② 工事等の内容については、道路管理者と協議の上で決定すること。
 - ③ 道路工事着手前に、「道路工事施工承認申請書（道路法第24条の規定に基づく申請書）」を道路管理者に提出すること。
 - ④ 既設排水構造物にオーバーフロー管を接続する場合は、接続前に、「道路占用許可申請書（道路法第32条の規定に基づく申請書）」を道路管理者に提出すること。
 - ⑤ 和光市道の道路境界については、道路安全課の指示に従い、配付する境界標を設置すること。
 - ⑥ 道路後退を行う場合で既設の和光市道にすみ切りがあるときは、見通しを確保するため、「都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請の処分に係る審査基準 4 道路のすみ切り」の規定を準用し、改めて適当な長さで街角を切り取ること。